新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要

資料1

1 重点措置の終了

項目	対象区域	期間
終了	北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県 岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府 兵庫県、香川県、熊本県	～３月２１日まで

2 対処方針の主な変更点

項目	内容
イベント	【重点措置区域、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県】 ・イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。 ・感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を１００％とすることを基本とする。
外出・移動	【重点措置区域】 ・都道府県間の移動については、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すものとする。また、都道府県知事の判断により、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すことができることとする。 【緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県】 ・都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すものとする。また、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すことができることとする。
感染防止に向けた取組	・地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施、発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底や、職員に対する早期のワクチンの３回目接種等を実施（学校等、保育所、認定こども園等）。 ・発熱等の症状がある児童の登園自粛の徹底（保育所、認定こども園等）